

成績評価、進級および卒業に関する規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 学則に定める授業科目の評価、進級及び卒業に関しては、この規程の定めるところによる。

第2章 試 験

(試 験)

第2条 定期試験は、原則として学期末毎に実施するが、必要あるときは随時これを行うことができる。

2 原則として、前期科目は前期末に、後期科目は後期末に定期試験を実施する。ただし、授業科目のうち実習及び実技等を行うものにおいては、授業時間内に試験を実施し、定期試験期間内で実施しないこともある。

3 授業科目によっては、別の方法により定期試験に替えることができる。

(試験実施の掲示)

第3条 試験の授業科目、日時は、原則として1週間前までに掲示する。

(受験資格)

第4条 次の各号に該当する者は、受験資格がない。

- (1) 各授業科目の出席が、総授業時間数の3分の2に満たない者
- (2) 追試験、再試験に関わる受験願を提出していない者
- (3) 試験開始時間に遅れた者

(試験実施中の退室)

第5条 試験時間中は、途中退室はできない。

(追試験)

第6条 第2条で規定する試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

(追試験の受験資格)

第7条 前条の規定に基づく追試験を受験できる者は、次の各号の一に該当する者で、校長が認めた者とする。

- (1) 伝染病発生並びに罹患による登校停止になった者

- (2) 本人の責めによらない不可抗力によって受験できなかった者
- (3) 忌引きで受験できなかった者
- (4) その他校長が特に承認する者

(追試験受験の手続き)

第8条 追試験を希望する者は、追試験受験申請書を当該科目の試験実施日から原則として7日以内に提出しなければならない。

- 2 前条の規定に該当する者は、受験できなかった理由を証明する書類を提出しなければならない。

(再試験)

第9条 総合評価で不合格であった者は、再試験期間中に再試験を受けることができる。

- 2 前項により再試験を希望する者は、再試験受験票（1科目につき2,000円）を購入し、再試験時に提出しなければならない。

(追、再試験実施の掲示)

第10条 追試験、再試験の教科目及び日時等は、その都度掲示する。

(不正行為)

第11条 受験中に不正行為をした者、あるいは不正行為があったと認められる者については、当期試験期間中の全科目を不合格とし、学則第34条の規定により懲戒を行う。

第3章 評価基準

(成績の評価)

第12条 成績評価は、原則として学期末（前期、後期）に行う。

(成績評価の方法)

第13条 各授業科目の総合成績（実習を含む）は100点満点とし、1級自動車整備科（3年次・4年次）は70点以上、1級自動車整備科（1年次、2年次）2級自動車整備科、国際自動車整備科、自動車工学・機械設計科は60点以上を合格とする。ただし、1点未満の端数があるときは、切り捨てる。また、学籍簿への記録は、以下の4段階評価にて行う。

- 一 1級自動車整備科（3年次、4年次）
 - A（100～90点） B（89～80点） C（79～70点） D（69点以下）
- 二 1級自動車整備科（1年次、2年次）、2級自動車整備科、国際自動車整備科、自動車工学・機械設計科
 - A（100～80点） B（79～70点） C（69～60点） D（59点以下）

- 2 追試験の成績評価は、正試験と同様とする。
- 3 再試験の成績評価は、成績結果がC評価以上であってもC評価とする。

(履修認定)

第14条 各授業科目の総授業時間数の3分の2以上出席し、前条第1項の規定においてC評価以上の評価を取得した者に対して、当該科目を履修したものと認める。

第4章 認定

(修了認定)

第15条 1級自動車整備科及び自動車工学・機械設計科における2級自動車整備士養成課程の修了は、以下の各号すべてに該当する者で、校長が認めた者とする。

- (1) 2年次の修了時において、履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格し、当該学年における単位数を取得している者。
 - (2) 出席日数が当該学年の出席すべき日数の90%以上である者。
 - (3) 国土交通省の定めた2級課程における修了時間数を満たしている者。
- 2 前項に該当しない者は、修了判定会議により判定する。

(進級認定)

第16条 進級は、以下の各号すべてに該当する者で、校長が認めた者とする。

- (1) 当該学年において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格し、当該学年における単位数を取得している者。
 - (2) 出席日数が当該学年の出席すべき日数の90%以上である者。
 - (3) 次年度教育計画授業時間を含め、国土交通省の定めた1級・2級課程における修了時間数を満たしている者。
- 2 1級自動車整備科の3年次へ進級できる者は、2年次修了時に2級自動車整備士の資格について、自動車整備士技能検定に規定する全部免除者となる要件を満たす者で、6ヶ月以内に2級自動車整備士（総合）の合格証書の交付を受けられるものとする。
- 3 第1項および第2項に該当しない者は、進級判定会議により判定する。

(卒業認定)

第17条 卒業は、以下の各号すべてに該当する者で、校長が認めた者とする。

- (1) 最終学年の修了時において履修すべき全授業科目（実習を含む）に合格し、当該学年における単位数を取得している者。
 - (2) 出席日数が当該学年の出席すべき日数の90%以上である者。
 - (3) 国土交通省の定めた1級・2級課程における修了時間数を満たしている者。
- 2 前項に該当しない者は、卒業判定会議により判定する。

(留年)

第18条 1級自動車整備科の3年次への進級を除いて、修了、進級および卒業の認定をされな

いは原学年に留まらなくてはならない。この場合、原学年において履修認定された科目はすべて無効となり、原学年の全科目を再履修するものとする。

附 則
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。